

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月十三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都八王子市散田町三丁目六番二四号

医療法人社団植木皮膚科形成外科

清算人 植木 徹

解散公告(第二回)

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都大田区久が原六丁目二〇番一、二号

医療法人社団佑洪会

清算人 朴 正 佑

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年一月十六日開催の理事会及び評議員会において、解散することを決議しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

横浜市区六ツ川一丁目二七〇番地三

学校法人定光寺学園

清算人 渡井 耕平

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月二十七日富山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

富山市東福沢一四七八番地

宗教法人本立寺

清算人 浦田 秀幸

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和八年八月七日長崎県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

長崎県平戸市紐差町七九八番地一

馬込土地改良区

代表清算人 山浦登喜男

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年二月二十二日開催の理事会の決議並びに群馬県知事の認可により、令和八年八月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

群馬県邑楽郡邑楽町中野二二三番地

医療法人松王会井上医院

清算人 井上 浩

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年三月十九日開催の理事会及び評議員会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都中央区京橋二丁目一番一、二番一、二番二

医療法人(財団) 白百合会

清算人 安藤 俊平

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年八月二十五日厚木市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県厚木市酒井三三一一番地一

厚木市酒井土地地区画整理組合

代表清算人 高橋 功雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県岩瀬郡天栄村大字大里字桑名邸六七番地、最後の住所福島県岩瀬郡鏡石町鏡田かげ沼町一三九番地一

被相続人 亡 大野 重宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

福島県郡山市並木三丁目六番三三才フリス

並木六郎 青木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 青木 淑企

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市南町三丁目六三番地、最後の住所福島県郡山市喜久田町堀之内字千杯田三番地市営住宅一―一四三

被相続人 亡 村瀬 雪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

福島県郡山市堂前町二番一―一〇番一、二番二

福島県郡山市法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 久紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市免島町四〇四番地、最後の住所栃木県佐野市大橋町一四二八番地

被相続人 亡 山根 均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

栃木県足利市大橋町二丁目一八一九番地一

早月法律事務所

相続財産清算人 弁護士 星澤 栄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市文京町一丁目六二七番地、最後の住所群馬県前橋市文京町一丁目二七番地

被相続人 亡 大塚 信治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十日までに請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

群馬県太田市新井町五一九番地一四

相続財産清算人 弁護士 板橋 俊幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区竜京三丁目一五一番地、最後の住所群馬県前橋市天川原町二丁目二二五番地一

被相続人 亡 石川 三郎

相続財産清算人 弁護士 市川 剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

群馬県前橋市元総社町二六九一番地六

ルア元総社四〇六号室

相続財産清算人 弁護士 荒井 達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区浜田山四丁目五番、最後の住所群馬県高崎市吉井町池二〇二番地ありす吉井

被相続人 亡 佐々 宏樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

群馬県前橋市大手町三丁目一七番二〇号

相続財産清算人 弁護士 丸山 彬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市粕川町室沢四一―一番地、最後の住所群馬県前橋市粕川町室沢四一―一番地

被相続人 亡 渡邊 文志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

群馬県高崎市八千代町一丁目一九番五号

相続財産清算人 萩本 強志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市古内四六四番地、最後の住所千葉県香取市古内四六四番地

被相続人 亡 布施 春枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目一〇番一―号Aビル三階 コンセプト法律事務所

相続財産清算人 弁護士 市川 剛